

6 県学第 318 号
令和 6 年（2024 年）12 月 11 日

公立大学法人長野県立大学評価委員会
委員長 山沢 清人 様

長野県知事 阿部 守一

公立大学法人長野県立大学の出資等に係る不要財産納付の認可にあたっての
意見聴取について（依頼）

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の
2 第 1 項及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第 8 条第 1
項の規定に基づき、公立大学法人長野県立大学理事長から別添のとおり納付の
申請ありましたので、認可にあたって同法42条の 2 第 5 項により公立大学法人
長野県立大学評価委員会に意見を求めます。

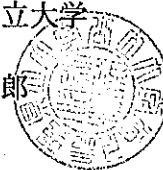
〈別添〉

6 県大第 491 号
令和 6 年（2024 年）12 月 3 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公立大学法人長野県立大学

理事長 佐藤 慎次郎



出資等に係る不要財産の納付について（申請）

このことについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 42 条の 2 第 1 項及び地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 8 条第 1 項の規定により、別添のとおり申請します。

事務局総務・経営企画課

（次長）桜井 哲郎 （担当）青木 雄一

TEL 026-217-2240 FAX 026-235-0026

メール sokei@u-nagano.ac.jp

【別添】

1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

別表のとおり

2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる理由

電気、ガス、水道等の生活インフラが老朽化のため復旧困難であり、安全上及び衛生上も業務での使用に耐えられないため、使用する見込みがない。

3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

別表のとおり

4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

別表のとおり

5 現物による出資等団体への納付の予定時期

別表のとおり

6 その他必要な事項

なし

【別表】

区分	所在地	建物 名称	構造	延床面積 (㎡)	取得の日にお ける帳簿価額 (円)	申請の日にお ける帳簿価額 (円)	不要財産の取得 に係る出資又は 支出の額 (円)	その他 その内容	納付予定 時期
建物	長野市三輪八丁目 1664 番地 1	学生寮	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 3 階建	1, 167. 30	6, 220, 000	6, 220, 000	6, 220, 000	現物出資	令和 7 年 3 月末
合計				1, 167. 30	6, 220, 000	6, 220, 000	6, 220, 000		